

砂防チーム及び長野県犀川コモンズ・砂防センターに備え置いて
縦覧に供します。)

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条に規定する衝撃に関する事項

別図に記載するとおり

砂防チーム

長野県告示第493号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害警戒区域を次のとおり指定します。

平成18年10月16日

長野県知事 村井 仁

1 土砂災害警戒区域の名称

明賀、生野上、生野中、上生野、生野南、木戸、小芹(2)ア、小芹(2)イ、小芹(2)ウ、小芹(2)エ、小芹(1)、山中、梨子、梨子南、花見橋西、花見橋、竹之花ア、竹之花イ、峰方－1、峰方－2、すもも平2、すもも平1、矢越、矢越2、名九鬼、柏尾ア、柏尾イ、柏尾、松留1、松留イ、松留ウ、松留2、庄部ア、庄部イ、花見(2)、花見(1)ア、花見(1)イ、花見(1)ウ、小日向ア、小日向イ、小日向ウ、山中(2)ア、山中(2)イ、山中(2)ウ、尾沢ア、尾沢イ、潮、堀平2ア、堀平2イ、堀平1、大足、平東、矢の沢、清水ア、清水イ、清水(2)、吐中、吐中2、平西、城山公園南、天平の森、塔の原、中耕地、宮本、北村(2)、北村(1)、中条、上押野、下押野(2)、下押野(1)、荻原(3)、荻原(2)、中村、金井沢、小泉一班1、小泉一班2、小泉二班、小泉及び駅上

2 指定の区域

安曇野市のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県土木部砂防チーム及び長野県犀川コモンズ・砂防センターに備え置いて縦覧に供します。）

砂防チーム

長野県告示第494号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第8条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定します。

平成18年10月16日

長野県知事 村井 仁

1 土砂災害特別警戒区域の名称

生野上、生野中、上生野、生野南、木戸、小芹(2)ア、小芹(2)イ、小芹(2)ウ、小芹(2)エ、小芹(1)、山中、梨子、梨子南、花見橋西、花見橋、竹之花ア、竹之花イ、峰方－1、峰方－2、すもも平2、すもも平1、矢越、矢越2、名九鬼、柏尾ア、柏尾イ、柏尾、松留1、松留イ、松留ウ、松留2、庄部ア、庄部イ、花見(2)、花見(1)ア、花見(1)イ、花見(1)ウ、小日向ア、小日向イ、小日向ウ、山中(2)ア、山中(2)イ、山中(2)ウ、尾沢ア、尾沢イ、潮、堀平2ア、堀平1、大足、平東、矢の沢、清水ア、清水イ、

清水(2)、吐中、吐中2、平西、城山公園南、塔の原、中耕地、宮本、北村(2)、北村(1)、中条、上押野、下押野(2)、下押野(1)、荻原(3)、荻原(2)、中村、金井沢、小泉一班1、小泉一班2、小泉二班、小泉及び駅上

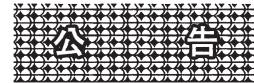
2 指定の区域

安曇野市のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県土木部砂防チーム及び長野県犀川コモンズ・砂防センターに備え置いて縦覧に供します。）

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条に規定する衝撃に関する事項

別図に記載するとおり

砂防チーム



公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があつたので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成18年10月16日

長野県知事 村井 仁

1 申請のあった年月日

平成18年10月4日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人就労支援センターホープ

3 代表者の氏名

三澤 準

4 主たる事務所の所在地

松本市大字今井1535番地

5 定款に記載された目的

この法人は、障害者の自立を目指して、就労支援及び生活支援を基軸とし、障害者の働く場の開拓、職業訓練、また生活技術習得訓練等を行う。併せて障害者の生活に必要なサービスの提供、障害者・家族等にかかる相談活動、調査・研究活動、情報提供活動、交流活動に関する事業を行うことにより、障害者・家族等の福祉の増進を図り、もって社会福祉に寄与することを目的とする。

N P O 推進チーム

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があつたので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成18年10月16日

長野県知事 村井 仁

- 1 申請のあった年月日
平成18年9月28日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人シャイン
- 3 代表者の氏名
中村 彰
- 4 主たる事務所の所在地
上田市大手2丁目6番28号
- 5 定款に記載された目的
この法人は、児童、高齢者及び障害児者等社会的弱者を含む全ての市民に対し、支援を必要としている人たちの福祉増進、権利擁護に関する支援体制の構築、並びに児童虐待、女性虐待等の人権侵害の防止に関する事業を実施し、以って地域福祉の向上と自立した市民がお互いに手をさしのべられるような社会の構築に寄与することを目的とする。

N P O 推進チーム

公告

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次の成果を認証しました。

平成18年10月16日

長野県知事 村井 仁

調査を行った者の名称	成果の名称	調査を行った期間	調査を行った地域	認証年月日
上水内郡信州新町	地籍簿及び地籍図	平成15年度から平成17年度まで	上水内郡信州新町大字竹房の一部	平成18年10月16日
小県郡長和町	地籍簿及び地籍図	平成16年度から平成17年度まで	小県郡長和町の一部	平成18年10月16日
上水内郡信濃町	地籍簿及び地籍図	平成16年度から平成17年度まで	上水内郡信濃町大字穂波・富濃の各一部	平成18年10月16日
下伊那郡天龍村	地籍簿及び地籍図	平成16年度から平成17年度まで	下伊那郡天龍村神原の一部	平成18年10月16日
北安曇郡白馬村	地籍簿及び地籍図	平成16年度から平成17年度まで	北安曇郡白馬村大字北城の一部	平成18年10月16日
木曽郡南木曽町	地籍簿及び地籍図	平成16年度から平成17年度まで	木曽郡南木曽町田立の一部	平成18年10月16日

水と土・郷づくりチーム

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成18年10月16日

長野県知事 村井 仁

1 入札に付する事項**(1) 調達をする役務**

平成18年度信州型森林地理情報システム構築事業空間データ整備第4号業務委託

- (2) 役務の特質
入札説明書によります。
- (3) 履行期間
契約締結日から平成19年2月20日まで
- (4) 履行場所
入札説明書及び仕様書によります。
- (5) 最低制限価格
設定有り
- (6) 入札方法
価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
- (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がAに格付けされている者、若しくは測量法（昭和24年法律第188号）第55条第1項の規定による登録を受けている者であること。
- (3) 長野県内に本店を有すること。
- (4) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成11年4月1日付け11管第35号）の規定に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (5) 長野県土木部長から建設工事等入札参加資格者に係る指名停止要領（昭和60年7月30日付け60監第288号）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。
- (6) 過去に国又は地方公共団体の委託を受けて、本業務と同種の業務の実績又は類似業務の実績を有する者であること。
- (7) 次のいずれかに該当する者を配置できる者であること。
 - ア 情報処理の促進に関する法律（昭和45年法律第90号）第7条第1項の規定による情報処理技術者試験のうち、基本情報技術者試験に合格した者若しくはこれと同等の情報システムに関する資格を有する者
 - イ 測量士の資格を有する者

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

長野市大字南長野字幅下692-2

長野県生活環境部森林づくりチーム

電話 026（235）7267

なお、入札説明書は、上記の場所で交付するほか、インターネットホームページ（<http://www.pref.nagano.jp/seikan/mori/060401team.htm>）からダウンロードすることもできます。

4 入札手続等

- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札書の受領期限、提出方法及び提出先

ア 受領期限 平成18年10月30日

イ 提出方法及び提出先 入札説明書のとおり

(3) 開札の日時及び場所

ア 日時 平成18年11月1日 午前10時30分

イ 場所 長野県庁 西庁舎302会議室

(4) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(5) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(7) 契約書作成の要否

必要とします。

(8) 落札者の決定方法

平成18年度信州型森林地理情報システム構築事業空間データ整備第2号業務委託契約の相手方となったものの入札を除き、予定価格の制限の範囲内の価格で、最低制限価格以上の価格をもってした入札のうち、最低の価格をもってした者を落札者として決定します。

5 入札に当たっての留意事項

(1) 4の(8)の決定を受けた者は、平成18年度信州型森林地理情報システム構築事業空間データ整備第3号業務委託契約の相手方となることができないものとします。

(2) 詳細は、入札説明書によります。

森林づくりチーム

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成18年10月16日

長野県知事 村井 仁

1 入札に付する事項

(1) 調達をする役務

不法投棄廃棄物掘り出し・分別業務委託

(2) 役務の特質

入札説明書及び仕様書によります。

(3) 履行期間

平成18年11月1日から平成18年12月20日までのうち20日間

(4) 業務場所

入札説明書及び仕様書によります。

(5) 入札方法

価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該加算した金額に1円未満の端数が

あるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がA又はBに格付けされている者であること。

(3) 長野県総務部長から、管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成11年4月1日付け11管第35号）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。
3 入札説明書及び仕様書の交付場所、契約条項等を示す場所並びに問い合わせ先

長野市大字南長野字幅下692-2

長野県生活環境部廃棄物監視指導チーム

電話 026（235）7203

4 入札手続等

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成18年10月26日 午前9時

イ 場所 長野県庁 西庁舎1階打合室1

(3) 郵送入札の可否

郵便による入札は、受け付けません。

(4) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(5) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(7) 契約書作成の要否

必要とします。

(8) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定します。

5 その他

詳細は、入札説明書及び仕様書によります。

廃棄物監視指導チーム

公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定による処分を次のとおり行いました。

平成18年10月16日

長野県知事 村井 仁

1 処分をした年月日

平成18年10月10日

2 処分を受けた者の商号、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び建設業許可番号

株式会社藤澤建設

長野市豊野町浅野1287番地1

藤澤 晃

長野県知事許可（般特-16）第1247号

3 処分の内容

建設業法第29条第1項の規定による一般建設業許可（管工事業）及び特定建設業許可（土木工事業、とび・土工工事業、舗装工事業及び造園工事業）の取消し

4 処分の原因となった事実

株式会社藤澤建設の元役員は、その在任中の平成15年10月、長野地方裁判所から禁錮1年、執行猶予3年の刑を言い渡され、同年11月にその刑が確定した。

このことは、建設業法第29条第1項第2号に該当する。

国土活用支援チーム

公告

南佐久郡小海町による溝の原地区の土地改良事業の工事について、次のように完了の届出がありました。

平成18年10月16日

長野県佐久地方事務所長 鷹野 治

1 土地改良事業の名称

団体営農道整備事業

2 土地改良事業の施行についての認可年月日

平成5年7月22日

3 土地改良事業を行った者の名称

南佐久郡小海町

4 事務所の所在地

南佐久郡小海町大字豊里57番地1

5 工事着手年月日

平成5年12月24日

6 工事完了年月日

平成13年3月16日

水と土・郷づくりチーム

公告

南佐久郡小海町によるダイボウジ地区の土地改良事業の工事について、次のように完了の届出がありました。

平成18年10月16日

長野県佐久地方事務所長 鷹野 治

1 土地改良事業の名称

基盤整備促進事業

2 土地改良事業の施行についての認可年月日

平成11年6月30日

3 土地改良事業を行った者の名称

南佐久郡小海町

4 事務所の所在地

南佐久郡小海町大字豊里57番地1

5 工事着手年月日

平成11年10月12日

6 工事完了年月日

平成11年12月15日

水と土・郷づくりチーム

公告

南佐久郡小海町による相沢地区の土地改良事業の工事について、次のように完了の届出がありました。

平成18年10月16日

長野県佐久地方事務所長 鷹野 治

1 土地改良事業の名称

基盤整備促進事業

2 土地改良事業の施行についての同意年月日

平成13年5月8日

3 土地改良事業を行った者の名称

南佐久郡小海町

4 事務所の所在地

南佐久郡小海町大字豊里57番地1

5 工事着手年月日

平成13年11月8日

6 工事完了年月日

平成16年3月19日

水と土・郷づくりチーム

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成18年10月16日

長野県南佐久建設事務所長 塩入邦寿

1 入札に付する事項

(1) 調達をする役務

平成18年度県単道路情報板設備点検業務委託

(2) 役務の特質

入札説明書のとおりです。

(3) 履行期間

契約の日から60日間

(4) 履行場所

長野県南佐久建設事務所管内

(5) 入札方法

価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端

数を切り捨てるものとします。)をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
- (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がA、B又はCに格付けされている者であること。
- (3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成11年4月1日付け11管第35号）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 過去10年内に同種の設備の点検業務の履行実績を有する者であること。
- (5) 長野県内に本店又は支店若しくは営業所を有する者であること。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

佐久市臼田2015

長野県南佐久建設事務所 総務チーム

電話 0267（82）3101

4 入札手続等

(1) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成18年10月26日（木）午後1時30分

イ 場所 長野県南佐久建設事務所 第1会議室

(3) 郵便入札の可否

郵便による入札は、受け付けません。

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成18年10月20日（金）午後5時までに上記3の場所に提出してください。この場合において、開札日の前日までの間に必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

(5) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(7) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(8) 契約書作成の要否

必要とします。

(9) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもつた者を落札者として決定します。

5 その他

詳細は、入札説明書によります。

道路チーム

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成18年10月16日

長野県千曲建設事務所長 大口浩一

1 入札に付する事項

(1) 調達をする役務

平成18年度県単トンネル防災設備保守点検業務委託

(2) 役務の特質

主要地方道大町麻績インター千曲線のトンネル防災施設に係る保守点検

(3) 履行期間

契約締結日から60日間

(4) 履行場所

千曲市 坂上トンネル

(5) 入札方法

価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

- (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がA、B又はCに格付けされている者であること。

- (3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成11年4月1日付け11管第35号）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。

- (4) 過去に同種の設備の保守点検業務の履行実績を有する者であること。

- (5) 長野県内に本社又は支店若しくは営業所を有する者であること。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

千曲市大字屋代1881 長野県千曲庁舎

長野県千曲建設事務所 総務チーム

電話 026（273）1720

4 入札手続等

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

(2) 入札及び開札の日時及び場所
ア 日時 平成18年11月8日(水) 午前10時
イ 場所 長野県千曲庁舎 大会議室

(3) 郵便入札の可否
郵便による入札は、受け付けません。

(4) 入札者に要求される事項
この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める競争入札参加資格審査申請書を平成18年10月25日(水)午後5時までに上記3の場所に提出してください。この場合において、開札日の前日までの間に必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

(5) 入札保証金
政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 契約保証金
政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(7) 入札の無効
規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(8) 契約書作成の要否
必要とします。

(9) 落札者の決定方法
予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもつてした者を落札者として決定します。

5 その他

詳細は、入札説明書によります。

道路チーム

公告

警備業法(昭和47年法律第117号)第23条第1項に規定する検定を次のとおり行います。

平成18年10月16日

長野県公安委員会

1 検定を行う警備業務の種別並びに検定の実施期日及び場所

種 別	実施期日	時 間	場 所
施設警備業務 (2級)	平成19年 1月21日 (日)	午前8時30分 から午後5時 まで	塩尻市大字宗賀桔梗 ヶ原73番地116 中南信運転免許セ ンター

2 検定の方法

学科試験及び実技試験

3 試験の区分

種 別	区 分	科 目
施設警備業務 (2級)	学科試験	警備業務に関する基本的な事項 法令に関すること。 警備業務対象施設における保安に関すること。 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
	実技試験	警備業務対象施設における保安に関すること。 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(注) 学科試験は実技試験の前に行い、学科試験に合格しなかつた者に対しては、実技試験を行いません。

4 受検資格

長野県内に住所を有する者又は長野県内の営業所に属している警備員

5 受検定員

種 別	定 員
施設警備業務 (2級)	30人

(注) 上記定員になり次第、事前申込みの受付期間内であっても受付を締め切ります。

6 受検の手続

(1) 事前申込み

ア 事前申込みの方法

(7) 検定を受けようとする者は、(2)の検定申請書を提出する前に、長野県警察本部生活安全企画課(受付専用電話026(233)0108)に事前申込みを行い、検定受理番号を取得してください。

(1) 受付専用電話以外での受付は一切行いません。

(2) 電話1本につき1人の受付とします。

イ 受付期間

平成18年11月21日(火)から11月22日(水)まで(受付時間は午前9時から午後5時まで)とします。

(2) 検定申請書の提出

検定受理番号を取得した者は、住所地(検定を受けようとする者が警備員である場合にあっては、その者が属する営業所の所在地を含む。)を管轄する警察署に、検定受理番号を申告するとともに、必要な事項を記入した検定申請書に次に掲げる書類を添付して、平成18年12月4日(月)までに提出してください。

ア 長野県内に居住する場合にあっては、住所地を疎明する書面(住民票の写し(外国人にあっては、外国人登録証明書の写し)等)

イ 長野県以外に住所を有する警備員が長野県内の営業所に属している場合にあっては、当該営業所に属することを疎明する書面(営業所所属証明書)

ウ 申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの

(貼付せずに提出) 2枚

エ 代理人が検定申請書を提出する場合にあっては、本人からの委任状

(3) 検定手数料

検定手数料（1万6,000円）は、検定申請書の提出時に、長野県収入証紙により納付してください。

7 その他

(1) 検定申請書は、長野県内の警察署（生活安全課又は生活安全・刑事課）で交付するほか、長野県警察本部ホームページ（<http://www.pref.nagano.jp/police/>）からダウンロードすることもできます。

(2) この検定について不明な事項は、長野県警察本部生活安全企画課（電話 026-233-0110 内線 3047）に問い合わせてください。

(3) この検定の実施に際して収集する個人情報は、この検定のために必要な範囲でのみ利用します。

生活安全企画課